

令和8年度関西プロモーション事業委託業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度関西プロモーション事業委託業務

2 業務の概要

(1) 目的

高知県が進める関西・高知経済連携強化戦略（以下「関西戦略」という。）の取組の一環としてプロモーション活動を展開することで、県産品の外商の推進、観光振興、移住促進を主な対象分野とする高知県に関するイメージや意向度を高め、本県のファンづくりや各分野の具体的な成果につなげる。

(2) 基本方針

- ① 「SUPER LOCAL 高知家」(※1)を全体のコンセプトに据え、各企画が極力バラバラになることのないよう、コンセプトを踏まえながら全体を一連のプロモーションとして企画を行うこと。
- ② 万博会場で好評を博した「よさこい」「街路市」「食文化」といった高知ならではの「SUPER LOCAL 高知家」の魅力にスポットを当てたプロモーションを展開すること。
- ③ 本事業のみならず、本県が展開する観光キャンペーン「どっぷり高知旅キャンペーン」(※2)や農業、林業、水産業、商工業、移住など関西戦略で展開する本事業以外の各プロモーション活動やセールス活動(※3)と効果的に連動し、相乗効果の発揮を意識した展開を行うこと。(例：SUPER LOCALな高知家の魅力を関西で体験できるキャンペーンとして各活動を包含して展開する)
- ④ 「(1) 目的」に掲げる成果につながるよう、各分野で実施されるイベント等への参加や情報発信を促進するとともに、一連のプロモーションにおけるパブリシティ活動に重点を置き、メディアを通じた露出等につなげること。
- ⑤ 「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」(※4)を、本事業を通じて得られた関西圏のファンの受皿とし、「とさとさ」が企画するイベントと連携するなど、最大限の活用を意識すること。
- ⑥ 「SUPER LOCAL 高知家 関西アンバサダー」(※5)を中心とした関西在住の本県にゆかりのある方(本人又は先祖が本県出身者や本県在住経験者、また本県ファン等)や高知県内市町村、関西の友好姉妹都市自治体、本県自治体と協定を締結した関西の企業等との連携を意識した展開を行うこと。

- ⑦ メディアや関西在住者及び関西を訪れる観光客を対象に、「SUPER LOCAL 高知家」のリアルで具体的に魅力を体験できるものとして、「イベント」をプロモーション活動の山のひとつとして実施すること。
- ⑧ 「SUPER LOCAL 高知家」ポータルサイトを情報の集約先として活用し、理解促進や行動喚起につなげるためにアクセス数の増加を意識した施策を盛り込むこと。

※1 「SUPER LOCAL 高知家」

- 「SUPER LOCAL」とは、ポジティブで明るいパワーがみなぎる、これまでの田舎を超越した新しい価値を持つ田舎である高知の魅力を表現した言葉。

経済効率一辺倒とは異なり、例えば「いのち」、「つながり」、「本当の幸せ」など、今こそ見直すべき価値や魅力が日本の田舎にはあり、都市部やインバウンドの方々からも注目されていると考えており、高知には、そうした魅力が具体的には以下のとおりあると考えている。

- ・土佐の海、山、川に生きる人々の食とカルチャー
- ・地に足の着いた自然由来の潤いのある生活スタイルそのもの
- ・明るくおおらか、まっすぐでポジティブな県民性
- ・地味な日常の当たり前の中にある贅沢さ

- 「高知家」とは、一度出会えば家族のように親しくなる高知県人の、とびきりのあたたかさを通じて高知の様々な情報（観光、県産品の外商拡大、移住など）を発信するためのコンセプトワードで、平成25年から各種プロモーションに活用。

- 「SUPER LOCAL」の具体的な魅力は、「高知家」で表される「とびきりのあたたかい人」、「その人が家族を思うように手塩にかけて作るモノ」、「その人々を産み出した自然や文化」、「家族のようにつながる関係」であり、この2つを組み合わせ、「SUPER LOCAL 高知家」と表現。

※2 「どっぷり高知旅キャンペーン」

令和6年4月から4年間展開する高知県の観光（旅）のキャンペーン。日常を忘れ、高知ならではのSUPER LOCALな魅力を、じっくりと、深く、たっぷりと味わっていただき、心からの息抜きや、新しい発見・気づきにつなげて強力な高知のファンになっていただくことを目指す。

[どっぷり高知旅] <https://doppuri.kochi-tabi.jp/>

※3 関西戦略で展開する本事業以外の各プロモーション活動やセールス活動「とさのみせ」や「高知家の魚応援の店」、農水産物の量販店での高知フェア、移住フェアなど、関西戦略に基づいて展開している取組。

[とさのみせ] <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021051700105/>

[高知家魚応援の店] <https://kochike-fish.pref.kochi.lg.jp/ouen/>

[高知家で暮らす] <https://kochi-iju.jp/> 等

※4 「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」

関西圏での外商拡大と観光誘客の拠点として令和6年7月31日開業。

「とさとさ」店舗内催事スペース（無料）や、KITTE 大阪イベントスペース（有料）を活用することも可能。

[とさとさHP] <https://www.tosatosa-kochi.com/>

※5 「SUPER LOCAL 高知家 関西アンバサダー」（令和7年10月発足）

関西在住もしくは関西で活動している本県出身者、本県にゆかりのある方、高知ファンといった方のうち、自身の可能な範囲で本県を応援する活動に継続的に協力いただける意思を持ち、登録を行っていただいた方。

（令和8年1月31日現在22名登録）

[SUPER LOCAL 高知家 関西アンバサダーHP]

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025122200211/>

(3) ターゲット

関西在住者、関西を観光で訪れた日本人及び外国人がターゲット。中でも、関西在住の日本人のうち、20代～40代の女性を特に注力すべきコアターゲットとする。

(4) 業務委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

(5) KPI

① メディア露出の広告換算額 3億円以上

② 特設サイトへのページビュー数 350,000PV以上

③ 高知県のイメージ調査において「SUPER LOCAL 高知家」の関西圏における認知度 令和7年度調査結果+3%以上

(6) 見積限度額

64,445千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 業務内容

2 (1) 目的および(2) 基本方針に基づき、以下(1)～(7)の業務を行うこととする。なお、(1)～(7)は必須要件であり、効果的な展開に向け、追加でその他の企画やノベルティの制作と活用、広告等の実施も可能とする。

また、実施にあたっては、それぞれの業務について、全体として目的達成のために効果的なスケジュールとなるよう工夫することと。

(1) PRツール制作

作成するツールは以下のとおり

新規制作物 (デザイン)	規格	数量
ロゴマーク	現在のロゴマークへの追加として、明朝体をベースとするシンプルなフォントの「SUPER LOCAL」と別添1の「高知家」を要素として様々な利用形態を想定したデザインを製作すること	3パターン以上

新規制作物 (規格/数量)	規格	数量
ピンバッジ	協議による	10,000 個
法被	協議による	50 枚

増刷物	規格	数量
のぼり	W600mm×H1800mm	1,000 枚
名刺台紙	W55mm×H91mm 5種類(裏白)×2,000枚	10,000 枚
ステッカー	A5	10,000 枚

- ① ロゴマーク、ピンバッジ、法被について、デザインデータを制作し、完成次第、地産地消・外商課に納品すること。
- ② デザインデータについて、地産地消・外商課の承認後、上表の新規制作物のとおりの数量を制作し、成果物として地産地消・外商課に納品すること。
- ③ PRツールは本委託業務のほか、他部局(観光、農業、林業、水産業、商工業、移住等)や民間事業者の活用も念頭に置き、使い易いデザインにすること。

- ④ のぼり、名刺台紙、ステッカーを上表のとおり製作し、成果物として地産地消・外商課に納品すること。
なお、デザインデータは、地産地消・外商課から提供する。
- ⑤ 効果的な情報発信ができる活用方法とタイミングで制作を行うこと。
- ⑥ 上記以外で効果的にPRに活用できるものがある場合は製作すること。
- ※ なお、状況により受託者と相談の上、制作物や数量が変わる場合がある。

(2) ポータルサイト運用・保守

- ① 「SUPER LOCAL 高知家」のポータルサイトの管理・運用をすること（必要に応じて、ポータルサイトをリニューアルすることが可能。ただし、ドメインは既存のものを継続すること。）。
※ 「SUPER LOCAL 高知家」ポータルサイトは次のとおり。
URL：<http://superlocal-kochike.pref.kochi.lg.jp/>
- ② 「2（2）⑧」の達成に向け、適宜分析を行うとともに、その分析に基づき改善策を講じること。
- ③ ポータルサイトは委託期間終了後も使用する予定であり、コンテンツ等についての権利関係上、そのことを可能とすること。ただし、タレント等を活用する場合等で期間限定のコンテンツが一部発生することは可能とするが、そうした条件がつく部分や、委託期間後の使用にコストが発生する可能性がある場合は地産地消・外商課と協議のうえ決定する。
- ④ 令和9年度以降の業務の引き継ぎ期間を踏まえ、レンタルサーバーは令和9年5月末まで使用できるものとする。
- ⑤ 成果物を本事業で構築したシステムの権利は、パッケージソフトの権利を除き全て県に帰属するものとする。
- ⑥ 本事業の受託者以外でも、運用及び保守が可能になることを前提条件とする。
 - ア 特定事業者依存するような技術や稼働を利用しないこと。
 - イ 実質的に他の事業者が運用及び保守ができないようにしないこと。
- ⑦ サーバーのメンテナンスを適宜行うこと。
- ⑧ システム障害等のトラブルが生じた場合には、速やかに甲に報告するとともに対応すること。
- ⑨ サーバのセキュリティ対策（サーバの設定、修正パッチの適用、ウイルス対策、ソフトの調達等）は次のとおりとする。
 - ア ウイルス定義ファイルは適正に更新すること。
 - イ 不正アクセスが検知された場合は、速やかに甲に報告し、対策を行うこと。

- ウ セキュリティ対策の作業手順を定めること。
- エ 受託者などがインターネットを介してサーバの内容を更新する場合は、十分なセキュリティに配慮すること。
- オ 高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- カ 毎月セキュリティ対策の実施状況報告を行うこと。

(3) 大型イベントの開催

- ① 大型のPRイベントを1回以上実施すること。
- ② 開催時期及び期間は、令和8年9月～11月頃の連続する2日間（土日祝祭日）以上とし、大阪市内で実施すること。
- ③ 本番はもとより企画の段階から「SUPER LOCAL 高知家 関西アンバサダー」にも参加していただける企画会議（オンライン併用可）を2回以上開催すること。
- ④ 令和7年8月22日及び23日の本県実施の万博催事で盛況を博した流れや獲得した認知を生かすため、高知県内市町村の出店、「よさこい」、「街路市」、「食文化」の魅力を伝える内容を含めること。
 - ア 本祭で受賞歴のある高知県内のよさこいチームを1チーム以上含む、全体で3チーム以上招へい。
 - イ 街路市コーナーでは県内市町村や日曜市出店事業者等が出店。
 - ウ 高知県内市町村の参加者を除く出演者の出演経費は委託費の中に含めること。
- ⑤ 具体的な実施内容については次のとおりとする。

ア 物販（試飲食含む）について

(ア) ブース

- a 小間数：24小間以上
- b テント仕様：(a) 間口3,550mm×奥行2,660mm程の片流れテント
 - (b) 天幕に加え取り外し可能な三方幕を設置し、後述する日曜市と同系同様のシンプルなデザインで雨風に耐えうる仕様とすること
- c 付帯備品：(a) 机（商品陳列用）
 - (b) 椅子4脚

(イ) 出店者との調整及び出店に必要な手続・届出に関する事

出店者については地産地消・外商課と協議のうえ決定し、調整すること。
また、出店に必要な手続・届出がある場合は行うこと。

(ウ) 精算について

- a 適切な必要台数分のレジコーナーを設けたうえ、レジ担当スタッフを配置しスムーズな精算を実施すること。
- b レジは現金に加えキャッシュレスにも対応すること。
- c 各出店者が販売する商品について、専用レジへのPOS登録手続きを行うこと。
- d 売上金を一度受け入れたうえで、各出店者の販売実績に応じて振り分け、出店者個々の指定口座へ振り込むこと（振込手数料は出店者負担）。

(エ) 商品等の輸送について

- a 販売商品や必要資材を各出店者が郵送することを想定し、荷受けしたうえで、イベント当日に各出店者へ引き渡すこと。
- b イベント終了後は、各出店者の在庫品等の返送が円滑に行えるよう手配・対応すること。

※ 商品等の発送及び返送に係る費用は、各出店者が負担することを原則とする。

- c 「街路市」の趣を再現することを目的として、日曜日出店者又は高知市が所有するテント（高知の「街路市」で実際に活用しているもの）を高知県内の指定場所からイベント会場へ輸送し、テントを活用する出店者に引き渡し、イベント終了後は、テントをイベント会場から高知県内の指定場所へ輸送したうえで返却すること。

※ テントは無償で貸与されるものとし、貸与者との調整は地産地消・外商課が行う。

※ テントの輸送にかかる費用は、本委託費の中に含めること。

(オ) 出店者への謝礼金について

物販ブースにおいて「街路市」の趣を再現することを目的とし、高知の「街路市」に出店実績のある事業者が仕様に定める小間数24小間以上のうち10小間（10事業者）程度ブース出展のうえ物販を行うものとし、その出店調整を行うこと。当該事業者への謝金は総額70万円（振込手数料除く）を見込み、本委託費に計上のうえ、支払を行うこと。なお、内訳としての各事業者への支払額については、別途、地産地消・外商課から指示する。

イ ステージイベントについて

ステージを設営（又は既存のステージを活用）し、メディア露出やイベントの集客につながるようなステージプログラムを構成すること。

(ア) よさこい演舞

a 高知発祥の本場の「よさこい」の迫力や熱気が伝わるよう、効果的な構成、演出とすること。

b 演舞チーム数は本祭で受賞歴のある高知県内1チーム以上を含む、全体で3チーム以上とし、参加に向けた調整を行うこと。

※ チームについては、地産地消・外商課と協議のうえ決定し、調整すること。

※ 演舞チーム数については受託者と相談の上、変更になる場合がある。

(イ) よさこい演舞チームへの謝礼金

a よさこい演舞チームへの謝金は総額60万円（振込手数料除く）を見込み、本委託費に計上のうえ、支払を行うこと。なお、内訳としての各チームへの支払額については、別途、地産地消・外商課から指示する。

ウ 廃棄物の処理

イベント等の開催に当たって生じた廃棄物（ブース出展者分含む）については、関係法令や会場の規則に則って適切に廃棄すること。

(4) 中型イベントの開催

① 中型のPR企画イベントを委託期間中に2回以上実施すること。

② 飲食や物販ブースを必ず設けることとし、最低限ブースに出店いただく事業者への謝金として中型イベント全体（2回以上）で総額70万円（振込手数料除く）を見込み、本委託費に計上のうえ、支払を行うこと。なお、各事業者への支払については、地産地消・外商課と調整した上で行うものとする。

③ 事業者との出店にかかる調整及び出店に必要な手続・届出がある場合は行うこと。

④ 高知県内市町村が有する「SUPER LOCAL」のリアルな魅力を発信する機会となる内容とすること。

⑤ 「2(2)⑥」を特に意識をして企画すること。

⑥ 時期等その他の事項は、地産地消・外商課と協議のうえ決定すること。

(5) その他のPR企画

(3)(4)以外にも例えば2(2)④の受け皿ともなるような、メディアパブリシティ効果も意識したイベント実施以外のPR企画を1回以上実施すること。

(6) PR企画や高知県の魅力の発信に関するメディアリリースの作成・配信とメディアへのプロモート活動

- ① (3)～(5)のPR企画及び高知県内の7ブロックの情報(②参照)、がメディア露出につながるようリリースの作成・配信とメディアプロモート活動を行うこと。
- ② 「SUPER LOCAL 高知家」の具体的な情報というストーリーで高知県内7エリア(※6)の魅力をテーマや内容を地産地消・外商課と協議のうえ、取材し、計10本以上のリリースを作成・配信すること。
- ③ 以上で合計15本以上のリリースを作成・配信すること。

※6 高知県内7エリアは、次のとおりとする。

- ・安芸地域9市町村(室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村)
- ・物部川地域3市(南国市、香南市、香美市)
- ・高知市地域1市(高知市)
- ・嶺北地域4町村(本山町、大豊町、土佐町、大川村)
- ・仁淀川地域6市町村(土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村)
- ・高幡地域5市町(須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)
- ・幡多地域6市町村(宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町)

(7) 高知県イメージ調査実施

① 調査内容

ア 関東、関西を対象にインターネットによる高知県イメージ調査を行うこと。

イ 調査エリアは関東は1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、関西は2府2県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)とすること。

ウ 20歳から69歳の男女を対象とし、20代から60代までの年代ごと、男女ごと及び関東、関西ごとの各200人の合計4,000人の有効回答を得ること。

エ 実施時期について令和9年2月頃を想定しているが、詳細は地産地消・外商課と協議のうえ決定すること。

オ 設問は令和7年度実施の設問を基本とするが、地産地消・外商課と調整のうえ決定すること。

② 成果物

- ア 実査終了日から1週間以内に速報値を提出すること。
- イ 実査終了日から3週間以内に詳細報告書（令和7年度報告書ベース）を提出すること。

③ その他

- ア 個人情報の保護に必要な対策を必ず講じること。
- イ その他記載のない事項については双方協議のうえ決定する。

4 定例会の開催

本委託業務の遂行にあたって、月1回程度、地産地消・外商課及び関係者との定例会を開催し、進捗状況の確認や企画の詳細などについて協議を行うこと。

なお、会議終了後、10営業日以内に議事録を地産地消・外商課に提出すること。

5 実施体制

本委託業務の実施にあたっては、責任者、連絡窓口担当者を明確にし、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

6 業務計画書

本委託業務の受託後、1週間以内に、業務ごとのスケジュールを整理した業務計画書を提出するものとする。

7 業務の実績報告

本委託業務が終了したときは、受託者は、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、地産地消・外商課に提出しなければならない。なお、データはCD-RまたはDVD-Rに記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付けること（提出時にはウイルスチェックを実施）。委託期間終了後は、すみやかに提出すること。

(1) 本委託業務の実施期間

(2) 制作物、広報物のまとめ

※ なお、ロゴマーク等のデザインデータに関しては、完成次第別途、提出すること

(3) 実施した業務の一覧及びその成果

(4) 各企画ごとの実施内容のわかるもの（写真、広告媒体・期間等）、メディア露出による広告換算、主な記事のクリッピング

(5) その他、必要に応じて、別途、地産地消・外商課から依頼するもの

8 成果品の不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、地産地消・外商課の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、納品データがコンピューターウイルスに感染していることで本県又は第三者が損害を受けた場合は、受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

9 その他

(1) 注意事項

- ① 本委託業務の実施に際して、提案企画の内容をそのまま実施することを約束するものではない。受託者から提案のあった企画は、一部変更・調整して実施する場合がある。
- ② 本委託業務の実施にあたり、上記の2業務の概要(1)目的に沿って実施すること。
- ③ 著作権、商標権等、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者はその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ④ 本業務の実施に際しては、環境への配慮などSDGsの取り組みなど意識して行うこと。
- ⑤ これまでの高知家のロゴマークやPR動画等を使用する場合は、事前に地産地消・外商課に確認を行うこと。
- ⑥ 地産地消・外商課は、受託者に対し、必要に応じて業務状況について報告を求めることができる。
- ⑦ この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、地産地消・外商課と受託者が協議のうえ定めること。
- ⑧ 受託者は、本事業で納品されたデザインデータについては、業務完了後に著作権が地産地消・外商課へ帰属することとし、業務委託期間中に地産地消・外商課が商標出願を行うことに承諾すること。